

# IFRSと日本基準の主要な会計基準差異(リース会計)(1/2)

下表は、IAS第17号「リース」に基づいた記載である。  
2016年1月13日に、IASBは、IFRS第16号「リース」を公表した。概要はP3-5参照。

	日本基準	IFRS
ファイナンス・リースの定義	<p>解約不能で、借手がリース物件からの経済的利益を実質的に享受し、かつ、リース物件に伴うコストを実質的に負担することとなるリース取引</p> <p>数値基準は以下のとおり</p> <ul style="list-style-type: none"><li>■ 解約不能リース期間がリース資産の経済的耐用年数の75%以上</li><li>■ リース料総額の現在価値がリース資産の見積現金購入価額の90%以上</li></ul>	<p>資産の所有に伴うリスクと便益を実質的にすべて移転するリース</p> <p>数値基準は示していない</p>
ファイナンス・リースの簡便的な会計処理	<p>所有権移転外ファイナンス・リースの借手について、少額(総額300万円以下)又は1年以内のリースについては賃貸借取引に準じた会計処理を行うことができる</p>	<p>簡便的な取扱いはない</p>

## IFRSと日本基準の主要な会計基準差異(リース会計)(2/2)

下表は、IAS第17号「リース」に基づいた記載である。  
2016年1月13日に、IASBIは、IFRS第16号「リース」を公表した。概要はP3-5参照。

	日本基準	IFRS
ファイナンス・リースの借手の会計処理	<p>IFRSと同じ処理が原則</p> <p>但し、少額(総額300万円以下)又は短期(1年内)のファイナンス・リースについては賃貸借取引に準じた処理を認める</p>	<p>リース開始時における次のいずれか低い方の額で、資産及び負債を計上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ リース資産の公正価値</li> <li>■ 最低リース料総額の現在価値(リース料は、金融費用と負債元本の返済とに区分)</li> </ul>
ファイナンス・リースの貸手の会計処理	<p>原則、IFRSと同一の処理</p> <p>利息相当額の総額は、原則として、リース期間にわたり利息法により配分するが、所有権移転外ファイナンス・リース取引に重要性が乏しいと認められる場合には、利息相当額の総額を定額でリース期間にわたり配分する方法を適用することができる</p>	<p>正味リース料投資未回収額を受取債権として計上</p> <p>貸手が製造業者又は卸売業者の場合は、通常の売上と同じ会計方針に従って販売損益を認識する</p>

## IFRS第16号「リース」の概要(1/3) – 発効日及び経過措置

公表日	2016年1月13日						
発効日及び経過措置	<p>【発効日】2019年1月1日以後開始する事業年度から適用。IFRS15適用済みであることを条件に早期適用は認められる。</p> <p>【経過措置】</p> <p>(借手) 完全遡及または修正遡及アプローチの選択可(適用可能な経過措置の例は下記表参照)。後者の場合、比較情報の修正再表示は行わず、適用開始の累積的影響を利益剰余金(または適当な他の資本項目)の期首残高の修正として認識する。</p> <table border="1" data-bbox="407 703 2051 1074"> <tr> <td colspan="2" data-bbox="407 703 2051 775">(経過措置の例)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="407 775 891 954">リースの定義:</td> <td data-bbox="891 775 2051 954">IFRS16適用開始日前に締結された契約に関して、IAS17及びIFRIC4「契約にリースが含まれているか否かの判断」に従った結論を許容</td> </tr> <tr> <td data-bbox="407 954 891 1074">使用权資産・リース負債の測定:</td> <td data-bbox="891 954 2051 1074">完全遡及計算からの救済措置を提供</td> </tr> </table> <p>(貸手) IAS17適用によりオペレーティング・リースに分類され、IFRS16適用開始日現在で継続中の転リースの見直しを除き、移行時の修正は要求されない。</p> <p>(初度適用企業) リースの識別は、IFRS移行日における事実・状況に基づき判断することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 借手: IFRS移行日のリース負債と使用权資産の測定に特別な容認規定あり。</li> <li>■ 貸手: IFRS1上、リースの分類や会計処理に係る免除規定はない。</li> </ul>	(経過措置の例)		リースの定義:	IFRS16適用開始日前に締結された契約に関して、IAS17及びIFRIC4「契約にリースが含まれているか否かの判断」に従った結論を許容	使用权資産・リース負債の測定:	完全遡及計算からの救済措置を提供
(経過措置の例)							
リースの定義:	IFRS16適用開始日前に締結された契約に関して、IAS17及びIFRIC4「契約にリースが含まれているか否かの判断」に従った結論を許容						
使用权資産・リース負債の測定:	完全遡及計算からの救済措置を提供						

## 6.6 IFRS第16号「リース」の概要(2/3) – 主な内容

<b>リースの定義</b>	<p>(原)資産を使用する権利を一定期間にわたり対価と交換に移転する契約(又は契約の一部)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 顧客が資産の使用権を「支配している」かどうかによりリースかサービス契約かを区別。</li> <li>■ 支配は、顧客が全使用期間において、「特定資産の使用からの経済的便益のほとんど全てを得る権利」及び「特定資産の使用を指図する権利」を共に有している場合に存在する。</li> <li>■ 契約日にリースの判定を行い、再評価は契約条件変更時にのみ行う。</li> </ul>
<b>リース期間</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ リースの解約不能期間 + リースの延長 / 解約オプション対象期間(借手によるオプション行使 / 行使しないことが合理的に確実視されている場合のみ考慮)</li> <li>■ 解約不能期間が変化した場合のみリース期間を見直す。</li> </ul>
<b>認識の免除 - 短期リース及び 少額資産のリース</b>	<p>借手に、以下のリースにつき、リース期間にわたった定額法による費用認識を認める(前者は原資産のクラス毎、後者はリース毎に免除を選択)。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 短期リース(延長オプションを含む最大限のリース期間が12ヶ月以内)</li> <li>■ 少額資産(新品時の絶対値で判断)のリース</li> </ul>
<b>借手の会計モデル</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ <b>(当初認識)</b> オペレーティング・リースとファイナンス・リースの区別をなくし、開始日において全てのリースに係るリース資産(使用権資産)と負債(リース負債)を認識する(但し上記の短期リースと少額資産のリースを除く)。</li> <li>■ <b>(当初測定)</b> 使用権資産は開始日において取得原価で測定し、リース負債は開始日現在の未払リース料の現在価値で測定する。</li> <li>■ <b>(事後測定)</b> 使用権資産については、IAS16及びIAS36を適用し、減価償却及び識別された減損損失を認識する。リース負債については、開始日後のリース料の変動を反映するよう再測定し、同再測定額につき使用権資産の修正として又は純損益に認識する。</li> </ul>

## 6.6 IFRS第16号「リース」の概要(3/3) – 主な内容

<b>貸手の会計モデル</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>■ <b>(リースの分類)</b> リースをオペレーティング・リースまたはファイナンス・リース(所有に伴うリスクと経済価値のほとんど全てを移転するリース)のいずれかに分類。</li><li>■ <b>(オペレーティング・リース)</b> リース料を定額法(又は原資産の使用に伴う便益の減少パターンをより適切に示すその他の規則的方法)により収益として認識。</li><li>■ <b>(ファイナンス・リース)</b> 開始日にファイナンス・リースにより保有する資産を認識し、正味リース投資未回収額(リース債権 + 残存資産)を債権として表示し、その後リース期間にわたって正味投資額の一定の期間利益率により金融収益を認識する。</li></ul>
<b>セール・アンド・リースバックの会計処理</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>■ 「売手/借手」企業と「買手/貸手」企業の双方は、IFRS15における履行義務充足時点の判定要件(売却認識要件)を適用し、対象資産の移転が売却に該当するかどうかを判定。</li><li>■ <b>(売手/借手の処理)</b> 売却に該当する場合は、移転資産の認識を中止し、リースバックからの使用权資産については、買手/貸手へ譲渡された権利部分を測定し、対応する利得・損失のみを認識する。売却に該当しない場合は、移転資産の認識を継続し、対価と同額の金融負債をIFRS9に従い認識する。</li><li>■ <b>(買手/貸手の処理)</b> 売却に該当する場合は、購入取引は他の該当IFRSに従い、リースはIFRS16に従い会計処理する。売却に該当しない場合は、移転資産を認識せず、対価と同額の金融資産をIFRS9に従い認識する。</li></ul>